

上伊那地域メディカルコントロール協議会事後検証実施要綱

改正 平成 17 年 4 月 1 日

平成 19 年 11 月 1 日

平成 21 年 12 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 救急救命士を含む救急隊員の質をさらに向上させ、地域におけるプレホスピタル・ケアのさらなる向上を図るため、救急活動の事後検証を実施する。検証結果について該当救急活動を実施した救急救命士を含む救急隊員に対しフィードバックと再教育を行い、メディカルコントロール体制の確立を図る。

(検証方法及び内容)

第 2 条 救急活動の隊活動及び医学的判断、処置について 1 ヶ月を目途に事後検証会にて検証を実施する。(別紙 1)

- (1) 一次検証は消防機関が実施する救急活動に対する検証。(別紙 2)
- (2) 二次検証は医学的観点から認定検証医が実施する医学的判断、処置についての検証。
- (3) 三次検証は事後検証会による検証。

(検証該当症例)

第 3 条 検証該当症例については下記の項目による。

- (1) すべての死亡症例、心肺機能停止症例及び認定特定行為を実施した症例。
 - (2) 初診医または救急技術指導員が検証を必要と判断した症例。
 - (3) 救急隊員が医師に対し指導、助言、検証を受けたいと思う症例。
- 2 二次検証症例は下記の項目による。
- (1) 認定特定行為を実施した症例。
 - (2) バイスタンダーが除細動を実施した症例。
 - (3) 一次検証の結果、二次検証が必要と判断された症例。
- 3 三次検証症例は二次検証症例のうち検証医が検証を必要と判断した症例。

(検証体制)

第 4 条 事後検証会

上伊那地域メディカルコントロール協議会(以下、「上伊那地域MC協議会」という。)内に設置され、認定検証医と救急技術指導員、検証部会員から構成し、企画運営は検証部会員が担当する。(別紙 3)

2 検証医

- (1) 長野県メディカルコントロール協議会が認定した医師、または、上伊那地域MC協議会で認定された医師で、提出された救急活動の記録を参照しながら検証作業を行う。
- (2) 上伊那地域MC協議会で認定された医師とは、1年間に3回以上三次検証に参加した医師で、協議会長が認めた者。
- (3) 救急活動を医学的見地から客観的かつ適正に良識ある評価を行う。

3 初診医

搬送先医療機関で救急隊から最初に傷病者を引き継ぐ医師。

4 救急技術指導員

- (1) 消防署に1名の救急技術指導員を設置する。なお、司令補以上もしくは相当の実務経験を有する救急隊長から選任する。
- (2) 検証が必要と判断した症例について、救急隊長または救急隊員に検証票の提出を求める。(必要に応じ初診医と連絡をとる。)
- (3) 提出された検証票の一次検証時に記入漏れのチェックを行う。

5 検証票 (別紙)

検証票1(活動記録)、検証票2(傷病者情報)、検証票3(特定行為)、検証票4(初診医所見)、検証票5(検証医、救急隊所見)で構成された上伊那地域MC協議会で定められている票をいう。

6 搬送確認書(別紙)

すべての救急活動において、医療機関収容までの傷病者の情報(バイタルサイン等)を記載し、初診医へ情報提供するとともに、初診医から事後検証の要否、コメント、初診時傷病名及び初診時程度を記載する3枚複写方式による票(1枚目救急隊控え、2枚目消防署返却用、3枚目医療機関控え)をいう。

(検証の流れと検証結果の活用方法)

第5条 救急隊長又は救急隊員は、検証該当症例について検証票を作成し、一次検証担当者に提出する。

2 検証部会員は、1ヶ月を目処に内容の確認と取りまとめを行い、一次検証後、二次検証が必要と判断された検証票を検証医へ提出する。なお、一次検証の実施要綱は別紙2に定める。

3 検証医は、医学的判断、処置について二次検証を行い、必要と判断した症例を三次検証へ提出する。

4 事後検証会では下記の内容について検証を実施する。

- (1) 一次検証においてはすべての事例において迅速性、協調性、他隊との連携等の観点を含めた救急活動全般に関する検証を一次検証担当者が実施する。
- (2) 三次検証においては検証該当事例を医学的判断、処置について医学的観点からの検証を検証医及び救急技術指導員が実施する。また、認定行為を行った救急救命士は必ず出席する事とする。
- (3) 初診医、事後検証会からの指示、指導、助言等を救急隊にフィードバックする。
- (4) 事後検証会からの指示、指導、助言等を上伊那地域MC協議会へ報告する。

5 上伊那地域MC協議会に検証結果報告から下記内容について必要と思われるものは報告する。

- (1) プロトコールの改訂。
- (2) 病院実習での再教育。
- (3) データの集計。
- (4) すべての救急隊員に周知、徹底する内容。

(検証票等に記載されている個人情報の扱い)

第6条 検証結果は救急活動記録票等と一体のものとして個人情報開示の対象となりうるため下記事項に留意する。

- (1) 救急隊長等は救急活動記録票、検証票項目に関する補足説明により正確に記載する。
- (2) 外部への提出時は所属長の決裁を必要とする。
- (3) 住所、氏名、生年月日、電話番号については記載しないものとする。

(検証票記載の注意事項)

第7条 検証票の記載については、県より示されている記入要領に基づき、下記事項に留意する。

- (1) 医療に関する記録を書き改めてはならない。
- (2) 記載は症例後できる限り速やかに記載する。
- (3) 記載内容を訂正する場合は、訂正箇所を見え消しとし訂正印を捺印する。
- (4) 検証票にはすべての資料（ECG等）を添付する。
- (5) 検証票及び搬送確認書の保存は5年とする。

(検証会の傍聴)

第8条 検証会を傍聴できる者は次のとおり。

- (1) 上伊那地域に勤務する、消防職員及び医療従事者。
- (2) 上記(1)以外の者は検証部会で検討し可否を決定する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日より施行する。

附 則

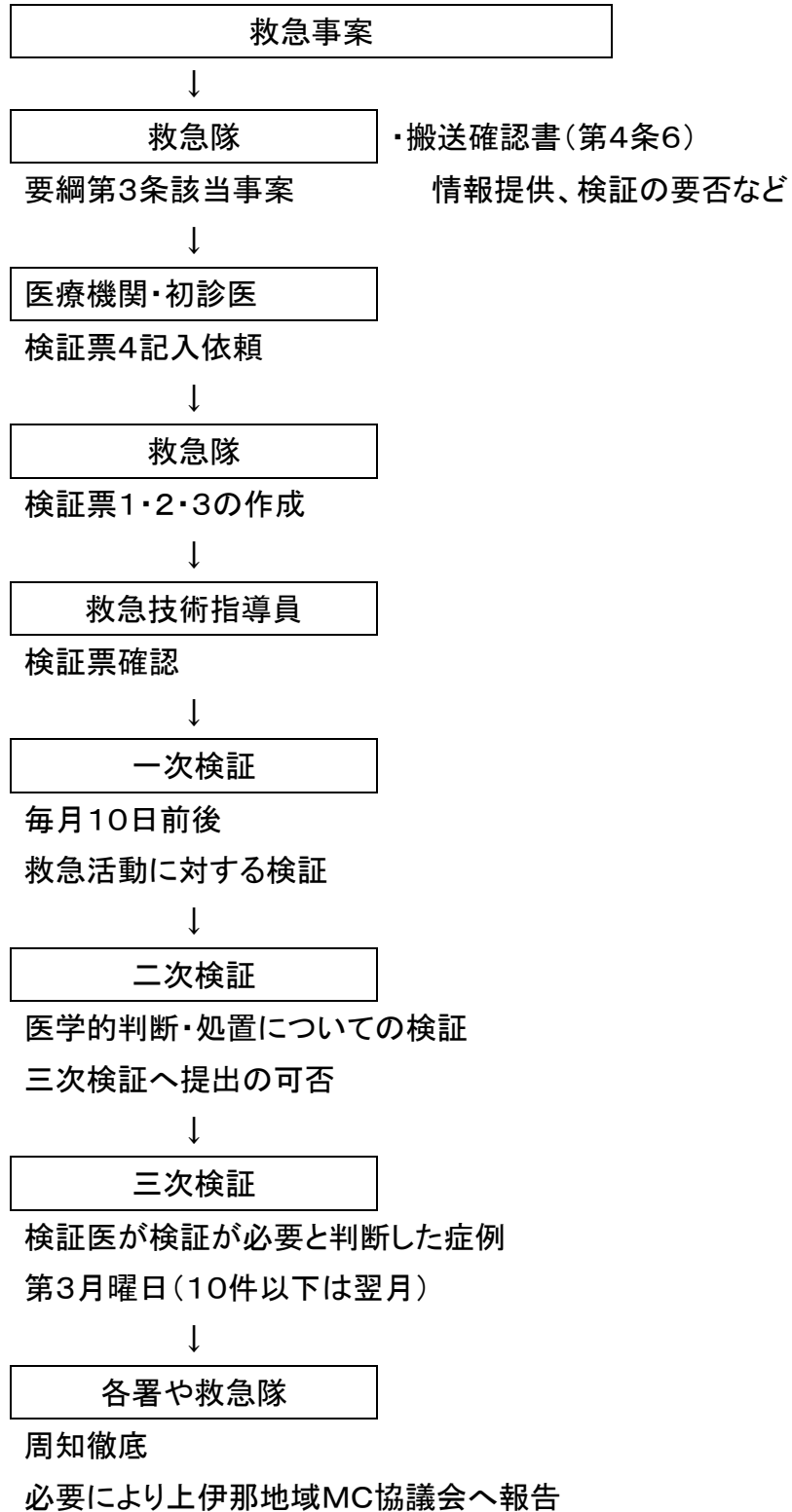
この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

別紙1

検証フローチャート



別紙 2

一次検証実施要領

第1条 目的

- (1) 一次検証担当者により、様々な角度からの検証を行う。
- (2) 検証された内容を、救急隊員全員が共通した認識として持ち、質の高いスムーズな救急活動を行えるようにする。

第2条 一次検証担当者

各所属長が指定する数名で組織し、救急、通信に精通する者を考慮すること。

第3条 検証範囲

上伊那地域メディカルコントロール協議会（以下、「上伊那地域MC協議会」という。）事後検証実施要綱第3条で示された対象症例を原則とするが、特異事例などがあった場合には、一次検証担当者の判断で出動救急隊に検証票提出を依頼し、提出された検証票について、一次検証を実施する。

第4条 評価方法

(1) 救急活動の評価基準

- ア 救急現場での処置がプロトコールに則り行われていたか。
- イ 医療機関への搬送に遅れはなかったか。
- ウ 検証票の記載内容に誤りや漏れがないか。

(2) 救急活動の所見内容から判断

- ア 救命活動の協調性、迅速性（標準・再確認・その他）
- イ 他の救急・消防隊等の連携（標準・再確認・その他）
- ウ 指示要請、指導・助言の要請（標準・再確認・その他）
- エ 指示、指導・助言に基づく対応（標準・再確認・その他）
- オ 口頭指導の実施状況（標準・再確認・その他）

第5条 検証の流れ

(1) 検証事案の予備検証の実施

- ア 検証票は出動した救急隊長が作成することを原則とするが、救急隊長の指導の下で救急隊員が作成することも認める。
- イ 一次検証担当者は、翌月に開催される一次検証会までにあらかじめ検証票を確認しておくこと。

(2) 一次検証の実施日

検証部会員は各所属の一次検証の開催日（おおよそ毎月10日前後とする）を決定し、一次検証を実施する。一次検証担当者以外の消防職員の出席も可能とする。

(3) 一次検証内容の報告と記載

一次検証の内容は、消防署長まで報告を行い、上伊那地域MC協議会検証票の「救急技術指導員所見」欄に内容を転記する。

(4) 検証内容のフィードバック

検証された内容については、各所属の救急隊員全員にフィードバックすることとし、その方法は各所属の方法とするが、確実に周知徹底するよう一次検証担当者の責任で対応すること。

(5) 検証票の救急技術指導員所見の確認とコメントの記載

検証票記載者は、フィードバック終了後に、検証票4の救急技術指導員所見の確認を行い「救急隊確認」欄にコメントを記載する。

(6) 検証票の提出

完成した検証票を二次検証用として、上伊那地域MC協議会検証部会員に提出する。

(7) 検証内容の検討

検証内容で改善を必要とする点については、各所属にて改善し、不明な点や改善できない点は三次検証に提出し検討する。